

粗大ごみの有料化

うるま市では、10月1日からスタートした粗大ごみの有料化について、各自治会で説明会をおこなってまいりました。この機会に、市民の皆さんにごみに対する関心を深めていただきたいと思います。「ごみは捨てるもの」という生活スタイルから、環境にやさしい生活スタイルに変えていきましょう。

これまでの「使い捨ての社会」から脱却し、ごみの減量化やリサイクルを目指す「循環型社会」の実現にご協力ください。



ここが知りたい 粗大ごみ有料化Q&A

Q 粗大ごみを有料化にするのはなぜですか。

A 粗大ごみは、各家庭によって出される量や頻度が異なっていることから、処理費用の負担を公平にすることを目的にしています。

また、使えるものは修理をしながら大切に長く使っていたことで、ごみを少なくするという目的もあります。ごみ処理費用の一部を公平に負担してもらうことで、うるま市ではごみの減量化を推進していきます。

Q 粗大ごみはどのようにしたら回収するのですか。

A 役所・環境課に電話または窓口で事前申込みが必要になります。回収する日は申し込みの際にお伝えいたします。粗大ごみを出す場合は朝8時までに出示してください。その際、粗大ごみ処理券がはがれないように貼り付けてください。



Q 個人で粗大ごみをごみ工場へ運ぶことは出来るのですか。

A 家庭から出てくる粗大ごみは中部北環境施設組合へ持ち込むことが出来ます。その場合、「うるま市役所・環境課で「ごみ搬入申請許可書」を事前に申請してください。

Q 粗大ごみ処理券の料金設定の根拠はなんですか。

A 粗大ごみの処理費用を計算すると1個当たり678円の経費(平成17年度換算)がかかっていることとなります。その費用を受益者(粗大ごみを捨てる方)に負担して頂くため、処理費用の一部の額で設定されました。

・役所回収は300円
・個人搬入は200円

Q 粗大ごみを解体すると何個になりますか、どのように出せばいいの。

A 1個の粗大ごみを解体した場合、

平成19年10月1日から粗大ごみの有料化が始まりました。各自治会での説明会で寄せられた市民の皆様からの疑問、質問をQ&A形式でお答えします。

1個の粗大ごみになります。その場合はヒモ等で束ねて持ち運びしやすいように出してください。尚、誤解を防ぐためできるだけ解体しないでそのまま出してください。

Q 粗大ごみが壊れた場合、申込みできますか。

A 粗大ごみが壊れてバラバラになった場合は、本体をヒモ等で縛って出してください。

Q 粗大ごみ処理券はどちらで購入しますか。

A 役所回収の処理券(300円)は、うるま市内のスーパー、小売店で購入することができます。なお、自己搬入の処理券(200円)は環境課窓口でお求めください。

注意

不法投棄は、一千万円以上の罰金又は、五年以下の懲役に課せられます。

